

# いよいよ始まる裁判員裁判

～裁判員制度の円滑なスタートに向けての課題～

法務委員会調査室      ひらはら      としあき  
                                 櫛原      利明

## 《 目次 》

- 1．はじめに
- 2．制度の導入目的とその周知徹底
  - (1) 日本における陪審制度
  - (2) 従前の刑事訴訟      精密司法
  - (3) 司法制度改革審議会意見書      司法の民主化
  - (4) 広報活動の重要性
- 3．国民の負担の軽減
  - (1) 裁判員の辞退
  - (2) 迅速な裁判      特に取調べの可視化に関連して
  - (3) 分かりやすい裁判
  - (4) 心理的負担      人を裁くことや量刑判断について
  - (5) 守秘義務
  - (6) その他
- 4．被告人の権利の保護
  - (1) 非専門家による裁判
  - (2) 拙速裁判による誤判のおそれ
  - (3) 弁護体制の確保
  - (4) 被害者参加制度との関係
  - (5) 少年事件の審理の在り方
- 5．控訴審の在り方
- 6．裁判員裁判と報道規制
- 7．おわりに

## 1．はじめに

本年（平成 21 年）5 月 21 日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）」（以下「裁判員法」という。）が施行されることとなっており<sup>1</sup>、いよいよ裁判員裁判が始まる。裁判員裁判が行われる各地の地方裁判所<sup>2</sup>では、裁判員法廷などのハード面の整備はほぼ終わり、後は来るべき本番に備え、制度が円滑にスタートを切れるよう、模擬裁判等を行って、問題点や改善点等の検証・洗い出しに余念のないところである。そして、昨年 11 月末には、本番の裁判員候補者名簿への記載通知が国民に届き、開始まで

まさに秒読み段階に入ったと言えよう。

しかしこの制度については、識者の間でも賛否両論が唱えられ、実施延期論<sup>3</sup>や廃止論<sup>4</sup>も主張されている。また、模擬裁判等による検証においても種々の問題点や懸念される事態も生じてきた。

そこで、以下では、裁判員制度に対する一層の理解に少しでも資するため、これらの課題等を概観するとともに、それらに対する主な考え方についていくつか紹介することとしたい。

## 2. 制度の導入目的とその周知徹底

裁判員候補者通知の発送を受け、それについての記事がいろいろ新聞紙上を賑わせたが、その中で、某タレントが軽妙にこの話題を取り上げている。「マスコミの報道により裁判員制度に関しては、だいぶ知識が増えました。守秘義務、辞退の条件、日当などなど。ですが、かんじんの、なんでいまごろこの制度が導入されることになったのか、まわりに聞いてみても、明確に答えられる人はいませんでした。これがわからないと、たとえ選ばれたとしても、『よし、行くぞ!』という気持ちになれません。尻込みせずに行きましょう、国民の義務を果たしましょう、と言われてもいまひとつぴんとこないのです」<sup>5</sup>。この言は、ある面で国民の大多数の正直な気持ちであるかもしれず、まさに「かんじんの」裁判員制度の導入目的が、今なお国民の間に必ずしも周知徹底されていないことの現れともいえよう。もちろん、これまで最高裁判所や法務省をはじめ、日弁連も含め、制度についての広報活動には、最大限取り組んできたものと思う<sup>6</sup>。しかし、本番開始を間近に控えた段階での上記の記事のような現状を見ると、まだまだ十分ということはできないだろう。最近の国会審議においても、今後の広報活動の徹底がしばしば議論されている<sup>7</sup>。

そこで、裁判員制度の導入の意義・目的について、ここで改めて振り返ってみることとしたい。

### (1) 日本における陪審制度

我が国においても、戦前の一時期（昭和3年～18年）司法制度にも国民を参加させるとの趣旨から、一部の刑事裁判について陪審制が行われていた。陪審員は、一定の国税を納める30歳以上の国民男子から無作為抽出で選ばれた12人で構成され、対象事件は、被告人が否認している重罪事件であった（ただし、被告人は、陪審員による裁判か、裁判官による裁判かを選択することができた）。陪審では有罪・無罪の結論を出して答申をするが、裁判所はこれに拘束されなかった。この制度の下で行われた陪審裁判は484件、無罪率は16.7%だったが、戦時下に法律の効力が停止され、定着するに至らなかった。その理由については、年々利用されなくなったこと、戦争が激化する中で陪審員名簿作成のための労力が割けなくなったことなどが指摘されている<sup>8</sup>。

### (2) 従前の刑事訴訟 精密司法

これまでの日本の刑事裁判は、警察官及び検察官によって綿密な被疑者の取調べが行わ

れ、一旦起訴されると有罪率は99%超という実態である。公判には捜査過程で作成された供述調書が大量に持ち込まれ、弁護側は、すでに十分準備し証拠を固めてきた訴追側に対抗するための準備が必要と主張するため、開廷間隔があいてしまう。その間に、裁判官は、公判廷での当事者のやりとりよりも自室での調書の読み込みによって心証を形成し、裁判を行うというものであった<sup>9</sup>。そのところが欧米の刑事裁判と大きく違うところで、専門家による丁寧な真相解明を目指す「精密司法」であるとされる一方、「欧米の裁判所は『有罪か無罪かを判断するところ』であるのに対し、日本の裁判所は『有罪であることを確認するところ』である」、「裁判所は、検察官が有罪と確信したものを、『念のために確める』だけのものになってしまう」などとも言われていた<sup>10</sup>。

しかし、これでは、対等な立場の当事者（被告人・弁護人側と検察官側）による公判廷での口頭の弁論に基づいて裁判するという当事者主義・口頭主義・直接審理主義の原則<sup>11</sup>が形骸化してしまうことにもなってしまう。また、開廷間隔の広がり、訴訟遅延にもつながる。

さらに、被疑者は取調べのために長期間勾留され、自白しない限りなかなか保釈されないといったことにもなりがちであり<sup>12</sup>、問題点として指摘されていたところである<sup>13</sup>。そして、このような状況下では、ともすると「自白の強要」や「虚偽の自白」などが生じる危険があり、冤罪の温床であると主張されたりもしてきた。こうした中で、1980年代に、死刑囚の再審無罪判決が連続して出たことなどから<sup>14</sup>、「このような訴訟から脱却する道があるか、おそらく参審<sup>15</sup>か陪審でも採用しない限り、ないかもしれない」とし、「わが国の刑事裁判はかなり絶望的である」とまで言われたのである<sup>16</sup>。<sup>17</sup>

### （3）司法制度改革審議会意見書 司法の民主化

以上のような我が国の刑事訴訟制度の構造的な問題といったこととはある意味異なった視点から、一般市民の訴訟参加を提言したのが、平成13年6月12日の「司法制度改革審議会意見書 21世紀の日本を支える司法制度」である。

平成13年に登場した小泉内閣は、市場主義と自由競争による経済の活性化や国際競争力の強化のため、「構造改革」をスローガンとし、そのための重要な手法として「規制緩和」を掲げた。そこでは、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動をあらかじめ調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては後からチェックする「事後監視・救済型の社会」への転換が目指された。それは同時に、国民に対し、統治客体意識から統治主体意識への転換を促すものでもある。このような社会の変化の中で、司法に関してもその果たすべき役割が見直され、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を図るべく導入された一連の政策が「司法制度改革」である。

小淵内閣時代の平成11年に内閣に設置された司法制度改革審議会の最終意見書が小泉内閣誕生直後の平成13年6月に提出された。そこでは、上記の考え方に沿った基本理念を提示するとともに、司法制度各般にわたる改革の処方箋が示されているが<sup>18</sup>、その大きな三本柱の一つである「国民的基盤の確立（国民の司法参加）」<sup>19</sup>の中で、「刑事訴訟手続へ

の新たな参加制度の導入」が提言されたのである。

すなわち、「国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる」との前提の下、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである」とした。そして、その意義について、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」と述べた。さらに敷衍して、「裁判員が関与する意義は、裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させるという点にある。このような意義は、犯罪事実の認定ないし有罪・無罪の判定の場面にとどまらず、それと同様に国民の関心が高い刑の量定の場面にも妥当するので、いずれにも、裁判員が関与し、健全な社会常識を反映させることとすべきである」と説いたのである。

そして、この意見書を受けて、平成 14 年に司法制度改革推進計画が閣議決定され、平成 16 年、裁判員法が成立したわけである。

#### (4) 広報活動の重要性

以上のような経緯を経て、また前述のような意義・目的を有するものとして、裁判員制度は誕生した<sup>20 21</sup>。しかし現実には、先に記したように、本番開始を指呼の間に望む現段階においても、それが国民の間に十分に浸透しているとは言いがたい状況にある。この広報による制度の周知徹底の重要性については、つとに司法制度改革審議会の意見書においても指摘されており、「この制度が所期の機能を発揮していくためには、国民の積極的な支持と協力が不可欠となるので、制度設計の段階から、国民に対し十分な情報を提供し、その意見に十分耳を傾ける必要がある。実施段階でも、制度の意義・趣旨の周知徹底、司法教育の充実など制度を円滑に導入するための環境整備を行わなければならない。」と述べられているところである。

残された時間はわずかしかないが、今後とも、最高裁判所、法務省及び日弁連は連携して、少しでも制度に対する国民の理解が深まるよう、効果的な周知・広報に全力をあげていくことが肝要であろう。

### 3. 国民の負担の軽減

裁判員制度は、前述のように、国民が司法の運営に主体的・有意的に参加することが主眼であり、そこでは、「プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、司法を支えていくことが求められる。21 世紀のこの国の発展を

支える基盤は、究極において、統治主体・権利主体である我々国民一人ひとりの創造的な活力と自由な個性の展開、そして他者への共感に深く根ざした責任感において他にないのであり、そのことは司法との関係でも妥当することを銘記すべきであろう<sup>22</sup>とされ、「国民の役割」に大きな期待がかけられている。しかし、期待される側の国民の方では、そのような大きな役割を担わされることにとまどい、負担に感じている状況も見受けられるところである。

実際、最高裁判所が行った意識調査（平成 20 年 4 月 1 日発表）においても、裁判員裁判への参加意向について、「参加したい」「参加してもよい」との積極的な回答は合わせて 15.5%に過ぎず、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」という消極派が 44.8%と一番多く、「義務であっても参加したくない」との拒否派も 37.6%の多数に上る<sup>23</sup>。また、別の世論調査でも、72%が裁判員選任に消極的との結果が出ている<sup>24</sup>。その大きな原因としては、「国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない」（裁判員法附則第 3 条）とされているにもかかわらず、現実には国民が安心して裁判員になるための環境整備がまだまだ不十分で、国民の負担感が強いということが言われている。

そこで、以下、国民が心配している点、不安に思っている点のいくつかを見てみることにしたい。

#### （１）裁判員の辞退

裁判員制度は、法律家でない一般国民の感覚や常識を刑事裁判に反映させることが目的であり、幅広い層の国民が裁判に参加することが前提となっている。そのため、裁判員法においても呼出しを受けた裁判員候補者や裁判員・補充裁判員の出頭義務を規定している（第 29 条第 1 項、第 52 条）。しかし、前述のように裁判員制度への参加をためらう国民が少なくないという状況で、仮に制度への参加の意欲を持っている人であっても、実際には仕事や家庭の事情で参加できないという人もかなり存在すると思われる。模擬裁判による検証でも、個人商店の参加は困難という状況が判明したようである<sup>25</sup>。

法律上は、年齢 70 歳以上、学生・生徒、過去 5 年以内の裁判員又は補充裁判員、重い病気やけが、同居親族の介護・養育、事業への著しい損害のおそれ、父母の葬式等への出席などの場合に、裁判員の辞退を認めているが<sup>26</sup>、その他政令で定める「やむを得ない事由」があるときも辞退可能である。政令では、妊娠中か出産直後、日常生活に支障のある別居親族等の介護・養育、重い病気やけがの配偶者・親族等の通院等の付添い、妻や子の出産時の付添いなどの事項のほか、「裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として……裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」が規定されている<sup>27</sup>。このうちの「精神上的重大な不利益」に関しては、裁判員法の国会審議の際などに「良心に照らして人を裁くのはいやだ、という人に裁判員就任を強制することは思想信条の自由を侵すことになる」というような論議がなされた<sup>28</sup>ことを受けて検討され、政令では、「精

精神上の重大な不利益が生じる」と裁判官が判断した場合には、辞退が認められるとした。自己の信念に沿ってあくまで辞退を求める人を無理やり就任させることは、公正な裁判が望めないおそれがあるし、やはり憲法上も問題があろう<sup>29</sup>。ただし、これをあまりゆるやかに認めてしまうと、単に面倒臭いからいやだというような人までこの理由を持ち出すことにもなりかねず、そうすると幅広い層の国民の一般的な感覚を裁判に反映させるという制度の趣旨が達成されなくなってしまう。結局のところ、「精神上的重大な不利益が生じると認められる」かどうかは、裁判官の判断に関わってくることとなるが、内心の問題であることから、人によって判断結果にばらつきが出れば、国民の間に不公平感を生むことにもなってしまう。

いずれにせよ、具体的な辞退の可否については、法務省は運用の積み重ねによって一定の線に収まっていくと見ているようであるが、裁判官の側からは客観的な基準を明らかにするよう求める声も強いようであり<sup>30</sup>、最高裁では辞退が認められる具体的な事例をまとめた資料を作ったとのことである<sup>31</sup>。

また、統計上、裁判員裁判対象事件は3日以内に終わるものが6～7割に上るとされているが<sup>32</sup>、7日以上かかるようなものもあるわけで、そうするとそれに当たった裁判員の負担は相当なものであろうし、とてもそこまで仕事や家事を休むわけにはいかないという人も多だろう<sup>33</sup>。公休等の会社のバックアップ体制の確保<sup>34</sup>、仕事を休む裁判員の収入保障<sup>35</sup>、介護や育児への対応<sup>36</sup>、離島やへき地の住民の負担<sup>37</sup>など、実際に裁判員に選ばれたときの不安を解消するためには、まだまだ課題は残っているようである。

このような中で、超党派の「衆議院韓国及び欧州各国司法・法務事情等調査議員団」は、平成20年7月31日、「裁判員制度に関する提言」をまとめた。そこでは、「小合議体の積極的活用」、「事件ごとの裁判員候補者数の大幅削減」、「裁判員辞退の柔軟な認定」を求め、国民の負担軽減を訴えている<sup>38</sup>。

いずれにせよ、裁判員が円滑に選任されなければこの制度は動いていけないのであるから、運用に万全を期していくことが肝要であろう<sup>39</sup>。

## (2) 迅速な裁判 特にとくに取調べの可視化に関連して

前述したように、裁判員裁判は、裁判員の負担を考慮して、原則として連日開廷して3日以内に終了することを想定している。そのため、法律では公判前整理手続を義務化し(裁判員法第49条)争点及び証拠をできるだけ絞り込むこととしている。それにしても、中にはどうしても時間がかかってしまうような困難な事件が出てくることも不可避であろう。

従来、長期化する大きな要因の一つが、捜査段階での供述を被告人が公判廷でくつがえすこと、その場合の自白の任意性の立証の困難性であった。これまでは、裁判官が捜査段階での膨大な供述調書を読み込んで任意性についての心証を形成していたわけだが、そのようなことは裁判員にはとても求められない。ここで一番確かでわかりやすいのは、取調べの状況を録音・録画して、公判廷で検証することである。裁判員制度の導入に伴い、いわゆる「取調べの可視化」の重要性がさらにクローズアップされたのである<sup>40</sup>。

この問題に関し検察庁は、平成18年から取調べ過程の一部を試験的に録音・録画するこ

ととし、実際、19年12月末までに170件実施され、そのうち3件4被告事件について法廷での証拠調べが行われた。また、20年9月より、警察庁も一部録音・録画の試行を開始している<sup>41</sup>。

これに対しては、捜査過程の一部の録音・録画では捜査機関側の恣意が入るとして、取調べ全過程の可視化が必須であるとの意見が強く主張されている<sup>42</sup>。政党においても、民主党が平成19年12月、全面可視化を主な内容とする法案(第168回国会参第10号)を参議院に提出した(同案は、翌年6月4日、参議院で可決されたが、衆議院で審議未了となり廃案となった。)ほか、衆議院でも全面可視化に加え弁護人の立会権の保障、保釈不許可要件の厳格化を主な内容とする法案(第164回衆第13号)を提出し、継続審査となっている。共産党<sup>43</sup>や社民党<sup>44</sup>も全面可視化を求めており、また公明党も「今後検討すべき施策」として、「録音録画の対象を、取調べの開始から終了までの全課程に拡大すること」について提言している<sup>45</sup>。

この点に関して政府は、警察段階も含めた全捜査段階の録画については、「被疑者との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがある」などとして、反対の立場をとっているが<sup>46</sup>、<sup>47</sup>、裁判員制度開始に臨み、取調べの可視化のシステムが、どのような形でどの程度実際の捜査現場に取り入れられていくのか、今後の展開が注目される<sup>48</sup>。

### (3) 分かりやすい裁判

裁判員裁判においては、これまでの刑事裁判のように、法律の専門家である裁判官・検察官・弁護士が、専門用語を駆使して難解な法律解釈論を展開する、といったようなことでは、まったく対応できない。そこでは、直接主義・口頭主義を踏まえ、「目で見て耳で聞いて分かる」審理を実現しなければならない。これまで実施されてきた模擬裁判でも、裁判員役を務めた市民からの聞き取り調査では、「分かりにくさ」が課題として浮かび上がり、裁判所側が検察・弁護側に意識改革を促したという<sup>49</sup>。

検察側も、プレゼンテーション用のソフトを使ってビジュアルな手法を用いたり、調書や鑑定書<sup>50</sup>も簡にして要を得たものにする、言葉遣いも威圧的でないものに改めるなど、いろいろ工夫し<sup>51</sup>、また、弁護側も、法廷での立ち位置や身振り・手振りなどの弁護術の研修会を開くなど、努力を重ねているようである<sup>52</sup>。

そして、最高裁でも、裁判員がメモを取る負担を軽くするため全国の地裁約170法廷に被告人の供述や証人の証言を録画するカメラを設置したり<sup>53</sup>、証人尋問や被告人質問を瞬時に文字化する「音声認識システム」を開発したりと<sup>54</sup>、裁判員裁判が少しでも円滑に進むよう、いろいろな試みを実践している。

そのようなハード面の進歩はあっても、一般市民にとって厄介なのは、特別の専門用語である。司法研修所は、平成20年11月、「平成19年度司法研究報告書」を発表したが、その中で、「難解な法律概念と裁判員裁判」について検討している。そこでは、法律概念を単純に分かりやすい言葉に置き換えただけでは、その本当に意味するところを理解するのは難しいとし、「殺意」、「正当防衛」、「責任能力」、「共謀共同正犯」といったような裁判員

にとって難解な法律概念を取り上げ、それぞれの概念の本当に意味するところを検討し、これを裁判官と裁判員とが共有して評議できるような説明の方法や、それを踏まえた当事者の主張立証の方法を考えようとした、とされている<sup>55</sup>。

これらの工夫・改良の積重ねにより、裁判員が法廷や評議の場において、十分にその役割を果たすことができるようになることが期待されるところである。

#### (4) 心理的負担 人を裁くことや量刑判断について

国民が裁判員になることに負担を感じる別の理由として、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」、「素人に裁判が行えるのか不安」、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」といったことが挙げられている<sup>56</sup>。裁判員制度の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件<sup>57</sup>であって故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件である。つまり、殺人、強盗致死傷、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、危険運転致死といった重大犯罪である。裁判では、証拠として、血塗られた凶器や生々しい現場写真を直視しなければならないようなことも起こるだろう。そのような事件を裁かなければならないことは、一般国民にとって相当な重圧であろう<sup>58</sup>。

特に死刑判決を下すような場面<sup>59</sup>については、個人の思想信条にも絡む問題でもあり、反対論や慎重論も根強い。少なくとも全員一致を要件とすべきであることと<sup>60</sup>、死刑判決に対する自動上訴制度の導入<sup>61</sup>なども主張されているところである。一方で、「裁判員制度の実施は、国民が死刑制度と正面から向き合うためのいい機会」との論もある<sup>62</sup>。

また、現行の死刑と無期懲役との間の乖離を埋めて裁判員の選択の余地を広げるために、仮釈放のない終身刑（重無期刑）の導入も強く主張されている<sup>63</sup>。しかし、この主張に対しても、死ぬまで仮釈放のない終身刑は死刑以上に残虐である<sup>64</sup>、社会復帰の可能性のない受刑者の処遇が困難である、かえって現行の有期懲役刑や無期刑を重罰化してしまう、といったようなさまざまな批判もなされている<sup>65</sup>。

これらの点に関し、裁判員裁判の対象事件について、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」<sup>66</sup>という裁判員制度の導入目的からすれば、まず「軽微な事案から初めて、運用が定まるにつれてその範囲を広げていくということの方が、むしろ望ましかったのではないか」との考え方もある<sup>67</sup><sup>68</sup>。これに対して、政府は、「裁判員制度の円滑な導入のためには対象事件を限定する必要があると考えております。そして、その範囲につきましては、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい重大事件とすることが相当であると考えたものであります」と述べている<sup>69</sup>。また現実の運用面から、「裁判員制度が重大事件のみにかかわるのはマンパワーを考えますと現時点では仕方ないのではないかと思います」との意見も言われているところである<sup>70</sup>。

いずれにせよ、裁判員の心理的負担・重圧解消のための、きめ細かな情報提供や、心のケアが求められよう<sup>71</sup>。

#### (5) 守秘義務

裁判員法では、裁判員に対し、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密について守秘義務



務を課し（第9条第2項、第70条第1項）、裁判員・補充裁判員やそれらの職にあった者がそれらを漏らしたときは懲役等の刑罰に処することとしている（108条）。このことは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためであるとされている<sup>72</sup>。しかし、これによって、裁判員・補充裁判員になった人は、一生（裁判官については、退官後は、法律上は守秘義務を負わない）、たとえ家族に対しても評議の内容を話してはならないこととなり、このことは大変な心の負担になる、ということが言われている<sup>73</sup>。「広範な守秘義務と漏洩処罰は、裁判員個人の言論の自由を禁圧する危険がある」<sup>74</sup>とか、「守秘義務に関する規定は、司法に対する民主的コントロールという観点で乏しい」<sup>75</sup>、「家族に『秘密』を抱えなければならぬ」<sup>76</sup>などと指摘されているところである。

一方で、最高裁は、「ありのまま感想を話してもらうのは、制度の意義を周知するためにも必要」などの意見を受け、裁判員制度実施後、制度が機能しているのかを検証する<sup>77</sup>目的で、裁判員を経験した市民などを対象に感想や改善点などを尋ねるアンケートを行うこととしたようである<sup>78</sup>。しかし、この「感想」と「職務上知り得た秘密」との違いについては、最高裁関係者も「誰が見てもアウト、セーフのケースは分かりやすいが、中間のグレー部分をすべて例示するのは困難」と話している<sup>79</sup>ように、はっきりしていない。これでは、「しゃべってはいけないこととしゃべってもよいことの境がはっきりしなければ、それこそ夜も眠れない」<sup>80</sup>ということにもなりかねない。

そこで、この守秘義務違反に対する罰則の運用や在り方については、裁判員制度に対する反対派や延期派<sup>81</sup>だけでなく、推進派や必ずしも反対しない人たちからも盛んに疑問が投げかけられたり提言がされたりしている<sup>82</sup>。

先日の裁判員候補者の通知の際に、インターネット上に氏名や顔写真など個人が特定できる情報を公開した例が生じ、最高裁が、候補者が特定される書込みは法律上禁止されている（裁判員等を特定するに足る情報の公開の禁止。裁判員法第101条）と注意を呼びかけた<sup>83</sup>。この違反については評議等の秘密の漏示と異なり罰則はないが、現在のIT社会の下、評議等についても同様の事態が起こる可能性はかなりあろう。実際には「（起訴は）金で情報を売ような場合に限られるの」<sup>84</sup>かどうか定かではないが、いずれにせよ、国民が過度に萎縮したり負担に感じたりしないよう、裁判員の経験を広く国民一般が共有して制度の理解増進に資するよう、適切な運用がなされることが肝要であろう。

## （6）その他

模擬裁判を実施する中で浮かび上がってきたその他の課題としては、例えば、聴覚障害者や視覚障害者である場合の審理の進め方の問題がある。聴覚障害者が参加した模擬裁判では、検察官等は文を区切ってゆっくりと話し、手話通訳者を介しての裁判となったが、同時発言があって通訳が追いつかなかった場面が生じることもあった。通訳者の力量により差が出ることも懸念されており、参加者からは研修の必要性も言及されていた。また、視覚障害者が参加した模擬裁判では、審理内容を言葉でいねいに説明されたが、書類の点字訳は用意されず、参加者は不安に感じたとのことである。日本盲人会連合では、視覚

ヘルパーの付添いも求めているが、最高裁は、法廷の審理は口頭でのやり取りが中心という理由で、認めない方向とのことである。<sup>85</sup>

そのほか、被告人が外国人である事件も増えているが、そのような事件においては、法廷通訳の能力が裁判員の判断を左右しかねない。だが、現状では、質量ともに不十分という<sup>86</sup>。実際の模擬裁判でも、通訳を務めた人から、検察官や弁護人の語りかける口調の伝え方に悩み、準備に多くの日数がかかって負担が重いという感想が述べられた<sup>87</sup>。また、通訳者の訳し方の違いでかなりの印象の違いが生じることも判明したようである<sup>88</sup>。このような状況を踏まえ、優秀な法廷通訳の育成は喫緊の課題といえよう。

#### 4. 被告人の権利の保護

##### (1) 非専門家による裁判

裁判員制度の眼目は、最初に記したように「国民の司法への参加」であるのだが、そもそもこの点につき、米国の陪審におけるような被告人の選択権がなく、専門の裁判官による裁判を受けるという権利を害しているので、憲法違反だとの主張がある<sup>89</sup>。また、「このような重罪事件の事実認定や、量刑において争点となる責任能力の有無・程度などに関しては、刑事司法の伝統に基づく理論や専門知識にかなりの重要性があり、市民感覚による判断が必ずしも適切とは言えない」との論も主張されている<sup>90</sup>。

このような意見に対しては、まず、「憲法三二条<sup>91</sup>は明治憲法二四二条<sup>92</sup>と異なり、意図的に裁判官ではなく裁判所の裁判を受ける権利と規定された。……憲法は、司法の重要なポストである最高裁判所裁判官の任用について裁判所法に委ねたのである。つまり、憲法が裁判官制度についてすべて定めるのではなく、法律で定める余地が相当に広く認められている。法律家である職業裁判官を基軸とし、それに裁判員を組み合わせる方式もその一つである」と反論されている<sup>93</sup>。

また、専門的な判断が必要との論に対しては、それを「つまりは、裁判は素人には向かない仕事だという考え方である」と断じた上で、「刑事裁判は、専門家でなければならないという意見は誤っている。証拠に基づいて事実の有無を判断するのは、特別な訓練を経なければならない作業ではない。むしろ、多様な経験を持つ人々が集まることによって、証拠の見方はより深くなる。一二人の陪審員に有罪・無罪の判断を委ねる陪審制は、これを表している」との反論が述べられている<sup>94</sup>。

##### (2) 拙速裁判による誤判のおそれ

裁判員制度を実施するに当たっては、前述のように、裁判員の負担軽減のために3日間の連日開廷をめざすという方針が示されており、実際の裁判でも裁判員裁判を念頭に、捜査段階の供述調書を一切使わず、口述を中心に写真等も用いてわかりやすい立証に努め、集中した3日間の審理で判決を出した事例も現れたとのことである<sup>95</sup>。初公判前には証拠を整理して争点を絞り込む公判前整理手続が行われ（裁判員法第49条）、従来の「精密司法」から脱却して審理が簡素化する。

しかし、この点に関しても、反対意見や懸念が表明されている。「裁判員に負担をかけ

ないということを重視するあまり、裁判官が公判前整理手続きで自分たちの視点で争点を絞り込み、公判の設計図を作る危険性が考えられる」とか、「納得するまで話し合う必要のある評議もある。裁判員の負担軽減を重視しすぎて、裁判官が評議をリードして裁判所の判断に従わせる恐れもある」といったような指摘がなされている<sup>96</sup>。制度実施の延期と見直しを求める政党や弁護士会等からも、この点について言及されている<sup>97</sup>。

この問題に関しては、「たしかに、もし裁判所が裁判員裁判を迅速に行うことばかりを考えて、被告人側の反証を切り捨てるようになれば、誤判の危険は増す。しかし、すでに見たように、裁判員制度に伴って、弁護側が検察官の手持ち証拠を知る機会は、従来よりも格段に広がった。また、供述調書を通じての捜査官の構図の支配も弱まると予想できることは、すでに現実の運用の変化によって示唆されている。総合すれば、裁判員制度によって誤判の危険が増すという見方には根拠がない」と論駁されている<sup>98</sup>。

そもそも、「裁判の理想は、『迅速』と『適正』でしたが、この両者は両立せず、一方に偏ると、他方がなおざりになるという関係にあります」<sup>99</sup>とされているように、これら双方の両立はなかなか困難な面があるのは事実であろう。現に、最近の高裁判決では、裁判員制度のモデルケースとして迅速化を目指した一審判決が、「審理を尽くしていない」として破棄差し戻されるというケースが生じた<sup>100</sup>。公判前整理手続きで証拠を過度にそぎ落としてしまった結果、審理が粗雑になってしまったものようである。もしこのようなケースが続けば、裁判員制度自体への信頼が崩れてしまうことにもなる。したがって、今後は、何としてもこの困難を克服し、「迅速性」と「適正性(真相の解明・被告人の防御権の確保)」の両立を図っていかねばなるまい。

### (3) 弁護体制の確保

裁判員裁判が原則連日開廷で行われる場合に懸念されていることの一つに、それに対応できるだけの弁護側の体制が整っているかということがある。「そもそも、これまで連日開廷ができなかったのは、弁護側が対応できなかったからだ。弁護士は、各地の裁判所の民事・刑事事件を同時並行で抱えているため、連日開廷の時間を確保することが困難」であり、「連日開廷が強行された場合、被告人の権利が守られるかどうか懸念される」<sup>101</sup>とも言われている。特に、地方で新制度に対応できる弁護士の確保が遅れていることが最大の課題とされている<sup>102 103</sup>。実際に行われた模擬裁判においても、弁護人役になった弁護士は、直前準備と集中審理のため余裕がなく、民事の相談や刑事の私選弁護の依頼をすべて断ったという<sup>104</sup>。そのような負担増を恐れてか、ある県で制度対象事件を担当する国選弁護人を募ったところ昨年(平成20年)9月段階で目標の半分にとどまっているとのことである。このままだと、一人の登録弁護士が、個別の民事事件等を抱えながら年間6～7件の裁判員裁判を担当することになるそうである<sup>105</sup>。

このような事態に対処するため、少しでも弁護人の負担を軽減するよう、またその負担に見合うだけの対応をするよう、制度の運営面において、いろいろな改善が試みられている。

例えば、「連日的開廷の公判審理に対応するために被告人と弁護人との適時の綿密・的確

な意思疎通を確保することである。その前提条件は被告人の身体の自由の保障、すなわち勾留からの解放である。……とりわけ、権利保釈の除外事由である罪証隠滅の相当な理由の厳格解釈による保釈実務の改革（保釈運用の弾力化）は不可欠である」<sup>106</sup>との声に対しては、最近の実務においては保釈率が上がっており、その理由として、「裁判員制度の導入で手続き全般が見直され、証拠隠滅の恐れがあるという検察側の主張も厳しく吟味するようになった影響が大きい」<sup>107</sup>とされている。

また、「多数の訴訟を抱える弁護士にとって、移動時間も含め半日仕事となる被告との接見は負担が重い。しかし、十分な接見の機会の確保は、被告が適切な弁護を受けるために欠かせない」<sup>108</sup>、「勾留中の被告人には、連日的開廷に対応して、裁判所構内や夜間・土日祝日における弁護人との接見保障が必要である」<sup>109</sup>との指摘に対しては、東京・大阪で地検や日本司法支援センター（法テラス）の事務所に設置されたテレビ電話による「テレビ電話接見」が行われたり、他の道県でも弁護士が都市部の警察署から遠隔地の警察署に拘留中の容疑者に電話をかける「電話接見」が行われるようになった<sup>110</sup>。

さらに、裁判員制度導入も見据え、最高裁は、従来は例外としてきた複数の国選弁護人の選任を必要に応じて認めることとした。対象としては、内容が複雑で弁護活動に困難を伴うケースのほか、容疑者や被告人が否認した場合、容疑者や被告人の性格などが特殊で意思疎通が難しい場合、社会的注目度が特に高くマスコミ対応なども必要な場合などを想定しているとされているが<sup>111</sup>、日弁連の宮崎会長は、「検察官は複数で臨むので、弁護士も当然、同じ数いるべきだ」と述べ、原則として複数選任するよう訴えたとのことである<sup>112</sup>。

同時に、同会長は、国選弁護報酬の増額も要望した<sup>113</sup>。実際のある事件を担当した弁護士の報酬を時給に換算したところ、487円にしかすぎず、「“趣味道楽”じゃないとやってられない」と嘆いたという<sup>114</sup>。これに対して、法務省も、平成21年度の概算要求において、国選弁護報酬として平成20年度の2倍の総額185億円を盛り込んだ。「労力に見合った報酬を支払い、国選弁護への意欲を高めたい」としている<sup>115</sup>。この点に関し、民主党は、「労力に見合う適切な水準まで報酬を引き上げないと裁判員裁判での国選弁護人の引き受け手がなくなり、司法制度が根幹から崩れる」と指摘して、21年度予算編成にあたり国選弁護報酬を引き上げるよう、法務省及び財務省当局に申入れを行ったとのことである<sup>116</sup>。そして、財務省は、平成20年12月20日に内示した21年度当初予算原案で、国選弁護報酬を全体として20年度比7割増としたとのことである<sup>117</sup>。

以上見てきたように、裁判員制度開始を控え、制度的にも、また人的にも<sup>118</sup>、弁護体制は十分とは言えないのが実情であろう。「検察官が組織力を背景にしているのに対し、刑事専門の弁護士は質・量ともに不足している。裁判員裁判に対応できる優れた弁護士をいかに養成していくか、待ったなしの課題になっている」のである<sup>119</sup>。ただ、負担増を認めながらも、「『弁護士は、弁護の力を高める新しい道具を手に入れることもできた』。被疑者段階の国選弁護、尋問など口頭審理中心の裁判。弁護側が望んでも得られなかったことが実現するからだ。『負担だけを思わず、チャンスととらえるべきだ』」<sup>120</sup>ともいわれているように、制度への期待も大きいのであり、これらの課題がいかに克服されていくか、まさに制度の浮沈がかかっているといってもよいだろう。

#### (4) 被害者参加制度との関係

平成20年12月から、刑事裁判への被害者参加制度（刑事訴訟法316条の33～）が施行された<sup>121</sup>。同制度では、殺人や傷害、自動車運転過失致死傷など一定の事件について、被害者や遺族が出廷して、被告人に直接質問したり、求刑の意見を述べたりすることができる。そして、このことは裁判員裁判でも同様である。

しかし、裁判員裁判の下での被害者参加については、「有罪の認定がまだされない段階から被害者の関与があると、場合によっては非常に感情的になり、それが有罪の認定に影響を及ぼしかねないだろうと思います。そういった意味で、こういった被害者の関与を認めてしまうと、これも公平な裁判を受ける権利の関係で問題となるのではないかと私は見えています」<sup>122</sup>だとか、「犯罪被害者として強い応報感情を表明する人の前では、無罪推定原則や無罪の不処罰の理念を説いても、その力は弱い。そのことは、重罰化にもつながるだろう」<sup>123</sup>などの懸念が表明されている。

これに対しては、「刑事裁判が感情をぶつける場になってはいけないことは検察官を含め共通認識になっています。被害者と検察官が一体になることは好ましくないことから、被害者にも国選弁護士を認める制度が新設される見通しです。<sup>124</sup> ……感情のぶつかり合いの場にならない諸外国の被害者参加制度に学んでゆきたいと思います」<sup>125</sup>であるとか、「これも一つの時代の要請ということで、前向きに受け止めていかなければならないことではないかと思えます。被害者等の参加制度が導入されたのちにも、その活動のほとんどは検察官が行なうことが予定されているわけで、被害者が自ら質問するとか尋問するとか、あるいは意見を述べるといっても限定的なものではないかと思えます。そういうことで、被害者参加が裁判に対して過度の影響を与えるということは、さほど心配することはないのかなとも思えます」<sup>126</sup>などと述べられている。

実際の被害者参加の模擬裁判では、遺族は検察側の求刑を上回る厳刑を求めたが、裁判員役の市民は左右されなかったという。一方で、「小さい子供が被害者側の席に座ったらどうなったかわからない」との感想もあったとのことである<sup>127</sup>。

#### (5) 少年事件の審理の在り方

少年が被告人となっている刑事裁判も裁判員制度の例外ではない。しかし、少年事件については、少年法上「少年の健全な育成を期し、……少年の刑事事件について特別の措置を講ずる」（第1条）と規定されているように、可塑性に富む少年の改善更正を重視して、特段の配慮を払っている。そこで、この少年法の理念と裁判員裁判の審理の在り方をめぐって、懸念の声も出されている。

例えば、書面審理をしない裁判員裁判では、少年の成育歴や家庭環境などを調査した記録（社会記録）も法廷で朗読されるが、公開の法廷ですべてを明らかにすれば少年のプライバシーが侵されかねないと言われている<sup>128</sup>。この点に関し、少年法第55条<sup>129</sup>により「少年が保護処分に適するかどうか判断するのは、単に刑事罰を決めるよりも難しい」「少年法の保護主義の精神を生かすには、社会記録をきちんと調べるのが大事で、記録内容を簡

略化することには問題がある。法廷では検察官と弁護人との合意のもとに、プライバシーに触れる部分が公にならない工夫が必要だ」との意見が主張されている<sup>130</sup>。その他にも、法壇に9人の裁判官・裁判員が登壇することによる少年の萎縮、連日開廷による少年の心身の負担、短期の審理の結果としての公判を通じた教育的効果の減退、などの懸念も表明されている<sup>131</sup>。

これに対して、最高裁は、司法研修所を中心に対応策を検討し、平成20年11月に報告書をまとめた<sup>132</sup>。それによると、「保護処分相当性に関する主張・立証の在り方」に関しては、基本的には家庭裁判所の判断を尊重すること、裁判員にとって「目で見て耳で聞いて分かる」審理の実現を期することはもとよりであるが、少年その他の関係者のプライバシーに十分配慮した主張・立証方法を、訴訟関係人との間で合意しておくこと、が述べられている。また、「社会記録の取扱い」に関しては、社会記録が必要になる場合でも、基本的に少年調査票の「調査官の意見」欄で証拠としては足りること、「調査官の意見」について弾劾的な主張・立証を行う当事者は、少年等のプライバシーに配慮した上で、社会記録を含めて開示された記録の中から公判での朗読に適した部分を抜粋し（例えば、鑑別結果報告書の意見部分や医師の診断書）、それを証拠化するべく努めるべきこと、とされている。

## 5. 控訴審の在り方

日本の裁判は原則として三審制が採られており、第一審で裁判員が意見を出し合ってまとめた判決についても、控訴・上告することができる。裁判員法では、裁判員裁判が行われるのは地裁での第一審に限り、上級審（高裁・最高裁）ではこれまでどおり裁判官だけで審理することになっている。制度導入の検討過程においては、上訴審でも裁判員裁判をという議論もあったようだが、「一審の裁判記録をすべて裁判員の人々に精査してもらい、あらためて証人を呼んでということになると、裁判員への負担が大きすぎる」<sup>133</sup>ということで従来通りとなったようである。しかし、その場合、「仮に、経験則に反するとして一審判決を破棄すれば、国民の常識が反映された結論が間違っていると宣言することになってしまう」<sup>134</sup>とも言われ、特に「他国の陪審制度同様（一審で）無罪の場合、検察の控訴は許さないとしなければ筋が通らない」<sup>135</sup>とも批判されている。

この点に関し、最高裁の司法研修所の報告書<sup>136</sup>では、「司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会においては、控訴審は、全く新たに証拠を調べて独自に心証を形成するというのではなく、あくまで第一審裁判所の判決を前提として、その内容に誤りがないかどうかを記録に照らして事後的に点検するという事後審査を行うだけであると位置付ければ、裁判官のみで構成される控訴審裁判所による審査や破棄を正当化できるというのが多くの意見の前提であった」とした上で、「事実問題についていえば、証拠に基づく原判決の認定に誤りはないか、すなわち個々の証拠の評価ないしそこからの推論によって原判決の認定を導くことに経験則違反や論理法則違反がないかを審査するものである」としている。そして、「第一審の判断は裁判員と職業裁判官とで協働して行われるものとなり、その判断には、国民の視点、感覚、知識、経験、健全な社会常識などが反映されることになる。……控訴審としては、こうした国民の視点、感覚等が反映された結果をできる限り尊重しつつ審

査に当たる必要がある」、「第一審において直接主義・口頭主義の原則が貫かれた充実した審理が行われるのであれば、第一審の審理の在り方の変容に伴い、事実認定の資料は、第一審と控訴審との間で、これまでとは質的に大きく異なってくるものと思われ、控訴審は、事後審であるという本来の趣旨を運用上徹底させるべきであるということになる」、「第一審……の判断を事後的に審査する控訴審も、原則として、第一審の判決が弁護人の主張を踏まえた検察官の主張の評価として合理的なものであるかどうかについて判断すれば足りるといえよう」と述べている。また、控訴理由については、「裁判員の視点、感覚、知識、経験や健全な社会常識を反映させるべき前提を欠く」ような訴訟手続違反があった場合は認められるべきこと、事実誤認及び量刑不当についてはよほどの不合理な結論でない限り第一審の判断を尊重すべきこと、を説いている。

## 6. 裁判員裁判と報道規制

裁判員裁判の場合、予断を排除する訓練を積んでいる職業裁判官と違い、容疑者の自白や生い立ち、識者のコメントなど<sup>137</sup>を伝える事件報道に接すると予断を生じ、証拠を前にしても公正・中立な判断ができるかどうか不安がある、との懸念が最高裁関係者から出された<sup>138</sup> <sup>139</sup>。また、日弁連のプロジェクトチームも、容疑事実が客観的事実のように報じられると公正な裁判に問題を生じるなどとする検討結果を公表した<sup>140</sup>。

確かに、裁判への影響を考えるとメディアの責任は大きく、容疑者があたかも犯人であるかのように断定したり、興味本位に犯人捜しをしたり、プライバシーをことさらに侵害したりする報道は避けなければならないであろうが<sup>141</sup>、さりとて、今日の情報社会で、裁判員に白紙の状態で法廷に臨むことを期待するのは現実的ではないだろう<sup>142</sup>。

また、報道の側からは、「事件報道には、犯罪の背景を掘り下げ、社会の不安を解消したり危険情報を社会ですみやかに共有して再発防止策を探ったりすることと併せ、捜査当局や裁判手続きをチェックするという使命がある。被疑事実に関する認否、供述等によって明らかになる事件の経緯や動機、被疑者のプロフィール、識者の分析などは、こうした事件報道の目的を果たすうえで重要な要素を成している」との主張がなされている<sup>143</sup>。そして、「司法に健全な市民感覚を反映させることが裁判員制度の目的である以上、裁判員を情報から遠ざけようとする事は許されない」と言っている<sup>144</sup>。その上で、日本新聞協会と日本民間放送連盟は、メディアの自主ルールとして、又は今後各社がルールを策定していく上でのガイドラインとして、指針や見解を公表した<sup>145</sup>。

この問題に関しては、裁判員等の個人情報保護（裁判員法第101条）、裁判員等に対する接触禁止（同法第102条）、守秘義務（同法第70条）と秘密漏示罪（同法第108条）などは、重大な取材・報道規制に当たり、裁判員の経験を社会が共有することを困難にするおそれも強い、報道側の自主ルールも取材・報道規制の法定化逃れのためのものではないか、「市民の司法参加は、少なくとも市民が自立した主体的市民として正当に扱われ、関わることができるべきである。すなわち、単に一方的に保護されるだけの、子ども扱いの隔離や規制は、本来の開かれた司法像に反する」との主張<sup>146</sup>や、最高裁関係者が述べた6ルールは、「厳格に解すると全く事件報道ができなくなってしまうおそれがあるので、慎重な対

応が必要」との意見<sup>147</sup>、「やはり捜査当局や裁判手続をチェックするというウォッチ・ドッグ的な機能がメディアにあることもまた事実」との意見<sup>148</sup>などが表明されている。

一方で、日本の現状では裁判員選任・裁判開始までに情報源が捜査機関である報道がかなりなされ、有罪の方向に導く感じがあるとの意見<sup>149</sup>、報道側の規制は難しいので、公平な裁判のため、アメリカで重視されているように裁判員に対する規制、すなわち「裁判員を選ぶ際に、どれだけ報道を見たかというチェックをしたり、裁判が継続している間、裁判員が報道を見ない・読まないといった制限を設けたりすることが考えられる」との意見<sup>150</sup>、さらに、最高裁判例は、報道の自由自体は憲法 21 条の保障下にあると明言しているが、取材の自由については 21 条が直接に保障しているわけではなく、「あとは利益衡量の問題になってきますので、衡量の相手が公平で適正な裁判を実現するためということであれば、取材の規制もありうるだろう」といった意見<sup>151</sup>が述べられているところである。

いずれにせよ、裁判員裁判対象事件について、「報道の自由と公正な裁判との両立を目指しながら必要な情報提供を怠らないことが、報道に課せられた責務である」<sup>152</sup>との自覚の下に、実際の報道がなされていくかどうか、注視していく必要がある。

## 7. おわりに

以上、見てきたように、裁判員制度の開始を目前に控えて、なおそのスムーズな実施に対する懸念や課題が少なくない状況といえよう。制度の円滑実施のための環境整備については、前述したように裁判員法附則第 3 条で、「国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない」と規定されており、もとより関係当局はいろいろとできる限りの努力をしてきたものと思うし、また与野党ともにその重要性について認識し、提言等を行ってきたところである<sup>153</sup>。

そのような中で、冒頭でも述べたように、制度実施の延期論や廃止論が強く主張されているのも事実である。一方で、すでに法令により、施行は本年（平成 21 年）5 月 21 日からと定められており<sup>154</sup>、日弁連の宮崎会長も「戸惑いがあるのは事実だが、延期すれば、欠陥を抱えた現行の刑事裁判が続くだけだ」として、予定どおりの開始を求める緊急声明を公表した<sup>155</sup>。また、樋渡検事総長も裁判員制度について、「国民が司法に参加する民主主義の申し子。予定どおり実施し、直すべき点があれば改善していけばいい」と述べたと伝えられている<sup>156</sup>。

そもそも、施行の延期となれば、施行前に法令を改正しなければならない。施行日を直接定めているのは政令（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令）であり、裁判員法の附則第 2 条では、「政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明



するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない」、「前条の政令を定めるに当たっては、前項の規定による措置の成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判が円滑かつ適正に実施できるかどうかについての状況に配慮しなければならない」と規定されているので、仮にまだ準備が不十分であると言うなら、本来なら施行日政令を改正して施行日を遅らせることが考えられるところである。しかし、裁判員法附則第1条では、「この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされており、「公布の日」は平成16年5月28日なので、政令改正だけでは、せいぜい1週間しか延期できない。そこで、もし、本格的に施行を延期しようとするならば、裁判員法の附則第1条から変えていかなければならないわけである<sup>157</sup>。

いずれにせよ、各党とも、「国民の司法参加」、「刑事裁判制度の改善」といった裁判員制度の趣旨そのものには賛同しているのであるから、あとは、制度がいかに円滑に実施されていくかが、まさにキーポイントである。施行まで数か月。そのための環境整備が焦眉の急である。<sup>158</sup>

---

<sup>1</sup> 裁判員法附則第1条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令

<sup>2</sup> 地方裁判所の本庁（都道府県庁所在地及び函館、旭川、釧路に所在）に加えて、以下の支部においても裁判員裁判を行う（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第2条、別表）。

東京地裁八王子支部（制度開始時には、立川に移転） 横浜地裁小田原支部、静岡地裁沼津支部、静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、大阪地裁堺支部、神戸地裁姫路支部、名古屋地裁岡崎支部、福岡地裁小倉支部、福島地裁郡山支部

<sup>3</sup> 新潟県弁護士会『裁判員裁判実施の延期に関する決議』（2008.2.29）、栃木県弁護士会『裁判員制度の抜本の見直しと実施の延期を求める決議』（2008.5.24）、日本共産党「裁判員制度の延期求める 市田書記局長の記者会見」『赤旗』（2008.8.24）、社会民主党『裁判員制度の実施に対する社民党の見解』（2008.8.7）

[http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/080807\\_law.htm](http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/080807_law.htm)、『東京新聞』（平20.8.14）など

また、民主党の小沢代表も、裁判員制度について、「日本の風土になじまない」との判断から、民主党が政権を獲得したら制度の在り方を見直すべきとの意向を固めた、と報じられた。『毎日新聞』（平20.8.16）

国民新党についても、問題点未解決のままの制度実施の延期に関し、社民党と合意したと報じられている『朝日新聞』（平20.12.18）。

<sup>4</sup> 高山俊吉『裁判員制度はいらない』（講談社 2006.9）、西野喜一『裁判員制度の正体』（講談社 2007.8）、大久保太郎「裁判員制度のウソ、ムリ、拙速」『文芸春秋』（2007.11）338頁 など

<sup>5</sup> 「ピーピングしすけのふしあなから世間」『毎日新聞』（平20.12.5）

<sup>6</sup> 制度に国民の理解を得るため、法務省や最高裁がこれまでに作ったパンフレットやチラシは計約1,889万部、広報用DVDは計約38万枚。各地で行った制度の説明会には約129万人が参加。平成20年11月からは初のテレビCMも放映。『読売新聞』夕刊（平20.4.8）

<sup>7</sup> 第170回国会参議院法務委員会会議録第2号3頁（平20.11.13）、第170回国会衆議院法務委員会会議録第2号3頁、5頁（平20.11.14）等

- <sup>8</sup> 参照 日本弁護士連合会『日本にもあった陪審制度』  
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen\\_judge/about/column2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/about/column2.html)
- <sup>9</sup> 松尾浩也「刑事裁判と国民参加」『法曹時報』60巻9号(平20.9)9頁
- <sup>10</sup> 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古稀記念論文集第4巻』(有斐閣 60.8)407頁
- <sup>11</sup> 憲法第37条第2項、刑事訴訟法第43条第1項
- <sup>12</sup> 刑事訴訟法  
第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。  
一～三 〔略〕  
四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。  
五・六 〔略〕
- <sup>13</sup> このような刑事司法の在り方を指して、「人質司法」と呼んだりもする。日本弁護士連合会『勾留・保釈制度改革に関する意見書』『勾留・保釈制度改革に関する緊急提言』(ともに、2007年9月14日、)
- <sup>14</sup> 免田事件(1983年) 財田川事件(1984年) 松山事件(1984年) 島田事件(1989年)
- <sup>15</sup> 「陪審制」が、犯罪事実の認定(有罪か無罪か)は陪審員のみが行い、裁判官は法律問題(法解釈)と量刑の判断を行うのに対し、「参審制」とは、参審員と裁判官が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑の判断を行うほか、法律問題についても判断を行う制度である。参審員は、事件ごとではなく、任期制で選ばれる。「陪審制」が米英などで行われているのに対し、「参審制」は独仏伊などで行われている。参照 最高裁判所『裁判員制度 ブックレット』(平19.1)73頁
- <sup>16</sup> 平野龍一・前掲423頁
- <sup>17</sup> この平野教授の言葉はかなり衝撃的で、多くの論文や新聞記事等に登場する。最近の国会審議の場でも議員によって引用されていた。第170回国会参議院法務委員会会議録第2号4頁(平20.11.13)
- <sup>18</sup> 同報告書は、「 今般の司法制度改革の基本理念と方向」「 国民の期待に応える司法制度」「 司法制度を支える法曹の在り方」「 国民的基盤の確立」「 今般の司法制度改革の推進」を主な内容とする。
- <sup>19</sup> 他の二本の柱は、「国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)」と「司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)」。
- <sup>20</sup> 裁判員制度の意義・目的については、本文で述べたような2つの側面があることを、学者は指摘している。すなわち、「刑事事件の裁判……では利害関係の調整による政策選択ではなく、個別の事件の解決が問われる。その解決は基本的には法を基準にすると同時に、法の適用によって自動的に結論が出ない性質のものである。その判断は市民代表がすることができるし、また市民代表の意見を反映させるのにふさわしいものである。諸外国で、陪審や参審制度が広く行われているのは、それが民主主義社会に適した司法制度であることを示している。……改革審意見書は、裁判員が『主体的・実質的に』関与することを求めた。それは、裁判員が加わることによって、裁判のやり方が変わり、判決の結論も変わることを意味する。裁判員は、お飾りやお客さんではない。」と述べた上で、「裁判員制度のもう一つの重要な意味は、刑事裁判の透明度を上げるきっかけになることである。……裁判員制度では、大量の調書に頼ることはできず、必然的に、公判での供述と証言、そして弁論に基づいて判断することになる。……被告人の運命が決まる過程が、公判の法廷で展開することになり、司法の透明度が増す。」と説いている。後藤昭「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」『世界』(2008.6)90頁
- <sup>21</sup> これら二つの側面についての力点の置き方によって、裁判員制度の捉え方が微妙に異なってくる。例えば、国会論議においても、森法務大臣は、「裁判員制度について申し上げますと、日本の司法というのは極めてこれまできちんとした司法であったというふうには私には思いますが、それでも行政もまた立法府もやっぱり国民の常識との乖離ということが特に指摘されているという意識されているわけでございまして、そのギャップを縮めるということがすごく大事なんではないかというふうには考えております。独り幾らきちんとやってきた司法といえども、やっぱり司法のみがそのらち外にあるわけじゃなくて、もって裁判員制度でより民主社会の常識とか感覚とかを司法の場に取り込もうということによって今司法制度改革がなされているわけでございまして、……」と述べているのに対し、前川清成議員は、「基本的には今の裁判のやり方に何の問題もないにもかかわらず、呼出し状一枚で国民の皆さん方を法廷に引きずり出して、いつ終わるかも知れない裁判員裁判に参加させると、こんな大改革がなされたとは私は思っていないんです。……犯人と思われる、警察がこいつが犯人だと思った人を捕まえてきて、二十三日間、自分の手元に勾留しておく、何が何でも自白を取る、山のような自白調書を取って、法廷で真相を明らかにするのではなくて、法廷は単なるセレモニーで、裁判官が自宅に帰ってその調書を読み込むことによって真相を発見したかのように自信過剰になっている、その現状を改めなければならないと。何とんでも最大の人権侵害こそ冤罪ですから。そういう問題意識があって私はこの裁判員制度というのが導入されるのではないかと、そう思っているんです。」と反論している。第170回国会参議院法務委員会会議録第2号2・4頁(平20.11.13)

- <sup>22</sup> 前掲『司法制度改革審議会意見書』・第2・3.
- <sup>23</sup> 参照『裁判員制度に関する意識調査』調査結果報告書（株式会社インテージリサーチ、平20.3）  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyousa/siry01.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/08_04_01_isiki_tyousa/siry01.pdf)
- <sup>24</sup> 日本世論調査会による全国面接世論調査『中国新聞』（平20.3.16）
- <sup>25</sup> 『毎日新聞』（平19.10.2）
- <sup>26</sup> 裁判員法第16条
- <sup>27</sup> 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令
- <sup>28</sup> 第159回国会衆議院本会議録第15号3頁、第159回国会衆議院法務委員会議録第9号～第14号、第159回国会参議院法務委員会議録第15号～第17号、第166回国会衆議院法務委員会議録第18号8頁
- <sup>29</sup> 第159回国会参議院法務委員会における長谷部恭男参考人の意見「私は、先ほど例をお出ししましたように、その人の人格の確信を構成するような信仰と裁判員としての務めが両立しないような人についてまでこの裁判員としての務めを強制すると、これはやはり憲法上の思想、良心の自由を侵害することになる、違憲の問題を生ずると考えております。」（第159回国会参議院法務委員会議録第16号12頁）
- <sup>30</sup> 『朝日新聞』（平19.10.25）『日本経済新聞』（平19.10.26）
- <sup>31</sup> 『毎日新聞』（平20.4.13）
- <sup>32</sup> 最高裁判所『裁判員制度 ナビゲーション（補訂版）』（平20.9）資料編・データ集48頁
- <sup>33</sup> この点、国会でも議論されている。第170回国会参議院法務委員会議録第2号5頁（平20.11.13）
- <sup>34</sup> 『毎日新聞』（平20.8.1）『中国新聞』（平20.8.17、9.13）『日本経済新聞』（平20.8.19、11.26）『日本経済新聞』夕刊（平20.9.17）など。
- また、国会においても、特に中小企業における特別休暇導入の促進について、議論されている。第170回国会参議院法務委員会議録第2号4頁、18頁、25頁（平20.11.13）
- <sup>35</sup> 『朝日新聞』（平20.7.20）『朝日新聞』夕刊（平20.8.28）
- <sup>36</sup> 『日本経済新聞』（平20.8.31）『毎日新聞』（平20.12.2）など。
- 裁判員裁判が実施される裁判所がある自治体では、周辺市区町村の住民用に一時保育制度を導入した。ただし、保育料については、無料・有料と分かれており、無料化は自治体にとっても負担とのこと。『朝日新聞』（平20.12.5）など
- <sup>37</sup> 『朝日新聞』（平20.1.29）
- <sup>38</sup> 『読売新聞』（平20.8.28）
- <sup>39</sup> 東京地裁では、辞退を認める実情把握のため、社員が裁判員に選ばれた場合の企業の負担につき聞き取り調査を行い、情報のデータベース化を始めた。『読売新聞』（平20.9.24）『朝日新聞』（平20.11.25）
- <sup>40</sup> 「取調べの可視化」の主張のもう一つの柱は、いわゆる密室取調べにおける自白強要による冤罪の危険の防止である。例えば、日本弁護士連合会『取調べの可視化についての意見書』（2003.7.14）
- <sup>41</sup> 警察庁は、平成20年9月から11月の3か月で、5都府県警察で計31回の取調べの一部の録音・録画が行われたと発表した。『日本経済新聞』夕刊（平20.12.4）
- <sup>42</sup> 日本弁護士連合会『取調べの可視化（取調べの全課程の録画）の実現に向けて 可視化反対論を批判する（第3版）』（2008.3.1）  
川崎英明「裁判員制度の課題」『法律時報』（2007.11）34頁  
後藤昭・前掲95頁、豊秀一「裁判員制度とは何か」『世界』（2008.6）105頁
- <sup>43</sup> [http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003\\_senkyo-seisaku-bunya/25.html](http://www.jcp.or.jp/seisaku/2008/20081003_senkyo-seisaku-bunya/25.html)
- <sup>44</sup> [http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/080807\\_law.htm](http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/other/080807_law.htm)
- <sup>45</sup> 公明党法務部会「これからの捜査の在り方検討会」『あるべき取調べの適正化についての提言』（平20.3.14）
- <sup>46</sup> 「衆議院議員植田至紀君提出取調べの可視性確保、密室性排除のための『録音・録画』の導入に関する質問に対する答弁書」（平15.1.28）
- <sup>47</sup> 「全面可視化ということになりますと、かえって真実が分かりにくくなったり、プライベートに及んで聞かなくちゃいけないようなときにそういうことが聞けなくなったりということがありますものですから、逮捕から全部可視化と言われますと、日本の刑事手続全体の中での影響を考えて、オーケー、イエスということは私は全く言えない立場にありますけれども、ただ自白の任意性をきちんと確保するためにはありとあらゆる方策を尽くしていかなければならないとは思っております。」（鳩山法務大臣答弁）第168回国会参議院法務委員会議録第6号6頁（平19.12.11）
- <sup>48</sup> 『中国新聞』（平20.8.28）

- 49 『朝日新聞』夕刊(平20.7.15)
- 50 ただし、鑑定人の側からは、「裁判員制度においては、裁判員裁判に適した鑑定書の用紙の作成、法廷における分かりやすい説明(プレゼンテーション)が求められている。現在の司法解剖の負担ではそれらの新たな負担に対応できない。大学法医学教室が司法解剖、鑑定書作成、法廷への出頭に専念できる環境作りが必要。」という意見が述べられている。久保真一「衆議院法務委員会 死因究明に関する勉強会(第4回)」(平20.12.12)
- 51 『日本経済新聞』(平20.9.6、9.7)
- 52 『日本経済新聞』(平20.9.4)
- 53 『日本経済新聞』(平20.3.21)
- 54 『毎日新聞』(平20.5.29)
- 55 司法研修所「平成19年度司法研究報告書の骨子について」「平成19年度司法研究 『難解な法律概念と裁判員裁判』(骨子)」(平20.11)
- 56 前掲『裁判員制度に関する意識調査』調査結果報告書16頁
- 57 法律上合議体で裁判することが必要とされている短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(裁判所法第26条第2項第2号)
- 58 『日本経済新聞』(平20.5.22)
- 59 「死刑に処すかどうかを市民が判断するのは国際的にも例がない」との指摘がなされている。「参審制を採用する欧州各国は死刑を廃止しており、量刑に死刑の判断は含まれない。さらに、米国の陪審裁判は被告人に『市民による裁判』を選択する権利を認めるものだが、日本の裁判員制度は被告人の権利は無関係であり、選択権はない」郷原信郎『中国新聞』(平20.9.21)
- 60 前掲『裁判員制度の実施に対する社民党の見解』、柳重雄「死刑適用の拡大を考える」『自由と正義』Vol.59No.5(2008.5)146頁
- 61 柳重雄・前掲147頁
- 62 「私たちは死刑制度の存廃について真摯に議論を始めるべきであり、死刑を理由として裁判員制度から逃げることはあってはならないだろう」豊秀一・前掲105頁。また、後藤昭・前掲98頁でも、「被告人に死刑を宣告すべきかどうかを判断するのは、難しいうえに重大な責任のある役目である。しかし、私は、そうであればこそ、死刑を適用するかどうかについて、裁判員が判断するべきであると思う。もし日本人が、死刑という刑罰を維持したいのであれば、自らそれを宣告する責任を引き受けるべきであろう」と述べている。
- 63 例えば、「死刑廃止を推進する議員連盟」の主張『中国新聞』(平20.2.10)、『週刊法律新聞』(平20.3.7) また、「量刑制度を考える超党派の会」でも終身刑の創設を打ち出した。『東京新聞』夕刊(平20.7.11)、『東京新聞』(平20.8.28) しかし、同会における導入論議は、政局混乱のあおりで、足踏みしているようである。『東京新聞』(平20.12.1)
- 64 例えば、保岡法務大臣発言『朝日新聞』(平20.8.2)『毎日新聞』(平20.8.3)
- 65 柳重雄・前掲149頁参照
- 66 裁判員法第1条
- 67 池田修『解説 裁判員法』(弘文堂 平17.5)10頁。
- 68 対象事件の範囲については、他にも次のような意見がある。  
「冤罪が大きな社会問題になっている痴漢、選挙違反事件や贈収賄、政治資金規正法違反など社会的関心が高い分野の方が、国民に受け入れやすいはず」郷原信郎・前掲『中国新聞』(平20.9.21)  
「連続殺人事件のように極刑さえ考えられる事件は対象事件から取りあえず除外し、裁判員の負担を軽減すべきである。」笹田栄司「憲法から見た裁判員制度」『世界』(2008.6)114頁  
「民意を広く社会常識と捉えるなら、それを活かすところは、加害者も被害者も個人である刑事事件ではなく、むしろ公害訴訟や薬害訴訟、あるいは近年増加している労働訴訟や行政訴訟のほうだろうと思う」高村薫『東京新聞』夕刊(平20.5.14) なお、『東京新聞』(平20.9.29)
- 69 野沢法務大臣答弁(第159回国会参議院法務委員会会議録第15号4頁)。  
また、池田修・前掲10頁においても、「確かに、重大事犯を対象とした方が裁判員制度導入によるインパクトは強く、しかも、上記のような重大事犯の場合に生じる可能性のある裁判員の重い負担を少しでも軽減しようという意欲が強く働き、より充実・迅速な審理を目指して刑事訴訟全体を改める機会とすることが期待できた」と述べている。
- 70 ダニエル・フット「『身近な裁判』は実現するか」『世界』(2008.6)149頁
- 71 最高裁は、裁判員の「心のケア」のため、24時間体制の無料電話相談の実施を決めた。『日本経済新聞』(平

20.5.22、7.20)『毎日新聞』(平20.8.31)

<sup>72</sup> 前掲・最高裁判所『裁判員制度 ナビゲーション』 「もし、評議で述べた意見や経過が明らかになるとすれば、裁判員は後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうでしょう。さらに、評議の秘密を守ることは、裁判員のプライバシーを保護するとともに、報復などの不安を抱くことを防ぐことにもつながるものです」

<sup>73</sup> 『朝日新聞』(平20.5.21)、『中国新聞』(平20.7.11)

<sup>74</sup> 田島泰彦「表現・メディア規制のなかの裁判員制度」『世界』(2008.6)138頁

<sup>75</sup> 新潟県弁護士会・前掲『裁判員裁判実施の延期に関する決議』

<sup>76</sup> 池内ひろ美 [http://ikeuchihiromi.cocolog-nifty.com/saibanin/2008/06/post\\_cbd0.html#more](http://ikeuchihiromi.cocolog-nifty.com/saibanin/2008/06/post_cbd0.html#more)

<sup>77</sup> 裁判員法附則第9条「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする」

<sup>78</sup> 『朝日新聞』(平20.6.20、8.18)

<sup>79</sup> 『中国新聞』(平20.7.11)

<sup>80</sup> 高山俊吉・前掲167頁

<sup>81</sup> 「裁判員の『守秘義務』です。これは、判決にいたる評議などについて、家族であれ友人であれ、その内容を明らかにすることを禁じたものですが、それに違反した場合、「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金」が科せられることになっています。わが党は、裁判員法の採決にあたって、こうした罰則を取り除く修正案を提起しましたが、改めてこうした罰則のあり方を検討することが求められています」日本共産党・前掲『裁判員制度の延期求める 市田書記局長の記者会見』

「社民党は当初から裁判員に対する罰則つき守秘義務には反対してきた。もちろんプライバシーを保護することは必要だが、裁判官は一般的倫理規定で足りるとされていることと比べても、裁判確定後も裁判員に懲役刑まで含む厳格な守秘義務を課することは行き過ぎといわざるを得ない。開かれた裁判の観点からも裁判が密室化することは好ましくないし、国民の裁判・法的参加を促すという司法制度改革の本来の目的を考えると、裁判の進め方ある程度まで伝えることはむしろ積極的に行なうべきである。プライバシー保護、守秘義務のあり方について十分な理解を求めると同時に、罰則の適用は時期も考慮し、悪質な場合に限定するなど、裁判員が過度に萎縮することが無いような運用を求めたい」社会民主党・前掲『裁判員制度の実施に対する社民党の見解』

新潟県弁護士会・前掲『裁判員裁判実施の延期に関する決議』

<sup>82</sup> 「もっとも、裁判員に対する罰則つきの守秘義務規定については、私も良いとは思わない。ほかの裁判員が述べた意見など、ある種の情報については、たしかに秘密を守るように要求しなければならない。しかし、法律では、その範囲が広すぎるという問題がある」後藤昭・前掲98頁

「たしかに法令を見れば懲役や罰金がつく規定になっていますので、かなり萎縮効果はあるのかもかもしれません。そういった意味で間接的な対話などによる教育効果は、アメリカほどは生まれてこないのではないかと思います。そういった守秘義務に関する基準などはもう少しはっきりさせる必要があると思います」ダニエル・フット・前掲146頁

「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」『ジュリスト』NO.1363(2008.9.15)108頁、裁判員の守秘義務

米国で実際に陪審員を経験した人も、「任務後は普通の市民に戻るのだから、表現の自由が保障されて当たり前。一生、守秘義務に縛られるのはおかしい」と言い、陪審員制度は多くの陪審員が経験をすべて発表することで市民の理解が深まり、定着してきたとされている。『東京新聞』(平20.12.10)

<sup>83</sup> 『読売新聞』(平20.12.1)

<sup>84</sup> 『中国新聞』(平20.7.11)

<sup>85</sup> 『日本経済新聞』(平20.7.17、7.19)、『毎日新聞』(平20.7.19)、『読売新聞』夕刊(平20.7.19)、『朝日新聞』夕刊(平20.7.19)

<sup>86</sup> 『読売新聞』(平20.3.24)

<sup>87</sup> 『東京新聞』(平20.7.10)

<sup>88</sup> 『東京新聞』(平20.9.14)

<sup>89</sup> 西野喜一・前掲82頁、高山俊吉・前掲56頁、大久保太郎・前掲340頁

<sup>90</sup> 郷原信郎・前掲『中国新聞』(平20.9.21)

<sup>91</sup> 日本国憲法第32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」

<sup>92</sup> 大日本帝国憲法第 24 条「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」

<sup>93</sup> 笹田栄司・前掲 108 頁

<sup>94</sup> 後藤昭・前掲 96 頁。そこでは、「統計的に見れば、裁判官的な相場観による判断は、素人的な素直な判断よりも正解にいたる確率が高いかもしれない。裁判官は、被告人の作り話に騙されにくいからである。しかし、そのために、無実の被告人を誤って有罪とする危険がより大きい。裁判官的な判断方法を採用するか、素人的な判断方法を採用するかは、司法制度の哲学の問題である。裁判員制度は、素人的な判断方法を尊重するという選択を意味する」とも述べられている。

<sup>95</sup> 『朝日新聞』(平 19.12.14)

<sup>96</sup> 『東京新聞』(平 20.5.5)

<sup>97</sup> 日本共産党・前掲『裁判員制度の延期求める 市田書記局長の記者会見』「最も懸念されることは、裁判の対象が重大犯罪であるにもかかわらず、最初から三日ないし五日間程度で結審すると見込んでいることです。裁判を短期間で終わらせるために、裁判員制度の導入の際に「公判前整理手続」を行うことになっていますが、これは、裁判員を除く職業裁判官と検察、弁護士三者が、非公開で裁判の進め方と証拠、論点を事前に話し合うというものです。しかし、証拠の開示が捜査当局の一方的な意思の下に置かれ、警察や検察による被疑者の取り調べが密室で行われている現状で、こうした制度が導入されれば、裁判員裁判が『冤罪を生む新たな舞台』にさえなりかねないということです」

社会民主党・前掲『裁判員制度の実施に対する社民党の見解』「裁判員制度の導入によって被告人の防御権が大きく損なわれる可能性が指摘されている。3回からせいぜい5回程度の集中審理、「迅速、軽負担、平易化」の審理の下で、裁判が拙速となったり、裁判員の日程に配慮した超短期審理のため強引な訴訟指揮が行なわれるおそれが強い。すでに実施されている公判前整理手続(裁判員制度導入をにらみ05年の刑事訴訟法改正で導入)のなかでこうした危惧は現実のものとなっており、裁判員制度の実施にあたっては被告人の防御権をいかに保障するかという視点から注意深い検証が必要である」

新潟県弁護士会・前掲『裁判員裁判実施の延期に関する決議』「最高裁判所等は、裁判員裁判は、通常3日程度が審理期間となる旨PRしている。しかし、争点の複数ある事件等について3日程度で審理を終わらせようとすることは、拙速な審理を招来しかねない。この点は、既に施行されている公判前整理手続において、『証拠の厳選』『証拠調べの事前請求』『争点の明示』などが実施されており、これは『迅速審理』を念頭に置いたものと理解されているが、『適正手続』の観点から問題とすべき点がある。また、模擬裁判の実情を見ると、実際の運用開始後において、公判廷における新たな主張の制限、公判前整理手続における争点の過剰な絞り込み、証拠請求の制限や尋問時間の無理な短縮等の強引な訴訟指揮等も予想されるところである。『迅速な裁判』は被告人の人権なのである。本来、刑事事件は慎重な審理が必要なのに、裁判員の負担ばかりを強調し、いたずらに『迅速性』を求めることは、迅速性は誰の人権かという観点を忘れたものと言わざるを得ず、適正手続(憲法31条)保障にも抵触する恐れも否定できないところである」

栃木県弁護士会・前掲『裁判員制度の抜本的見直しと実施の延期を求める決議』「そのような現状のもとで、この制度が実施されれば、裁判員の負担軽減のかけ声のもと、今以上に手続は拙速に流れ、防御権、弁護権が十分行使できないまま裁判が終結し、被告人にとって、納得のいく裁判が行われないことになる。その結果、誤判の可能性も増大するおそれがある」

<sup>98</sup> 後藤昭・前掲 99 頁。これに続けて、「ただし、これは裁判員裁判に特有の誤判原因がまったくないという意味ではない。もしも、無罪推定や『責任なければ刑罰なし』といった刑法の基本原則を理解しない裁判員ばかりが集まってしまえば、それによって誤判が生じることはあり得る。それを防ぐのは、法律家たちの役目である」とも述べられている。

<sup>99</sup> 西野喜一・前掲 156 頁

<sup>100</sup> 『朝日新聞』(平 20.12.10)、『東京新聞』(平 20.12.11)等

<sup>101</sup> 市川清文『朝日新聞』(平 20.7.2)

<sup>102</sup> 『朝日新聞』(平 20.5.22)

<sup>103</sup> ダニエル・フット・前掲 148 頁

<sup>104</sup> 『東京新聞』(平 20.7.4)

<sup>105</sup> 『毎日新聞』夕刊(平 20.9.9)

<sup>106</sup> 川崎英明・前掲 35 頁

<sup>107</sup> 『読売新聞』(平 20.8.30)

<sup>108</sup> 『読売新聞』(平 20.8.30)

<sup>109</sup> 川崎英明・前掲 35 頁

- 110 『読売新聞』(平 20. 8. 30)、 『日本経済新聞』(平 20. 9. 5)
- 111 『朝日新聞』(平 19. 7. 27)
- 112 『毎日新聞』(平 20. 5. 22)
- 113 『毎日新聞』(平 20. 5. 22)
- 114 『中国新聞』 夕刊(平 20. 9. 18)
- 115 『東京新聞』(平 20. 8. 27)
- 116 <http://www.dpj.or.jp/policy/houmu/index.html>
- 117 『毎日新聞』(平 20.12.22) 国選弁護人を指名する法テラスと法務省は、報酬の基礎額を従来の倍以上にするとのことである。
- 118 司法制度改革の一環として、裁判員制度もにらんで法曹人口の拡大が目指され、実際に新司法試験下で合格者が増加しているところであるが、ここに来て、法曹の質の低下や新人弁護士の就職難等の問題が生じてきて、その見直しも議論されている。日弁連『法曹人口問題に関する緊急提言』(2008. 7. 18) 『日本経済新聞』(平 20. 7. 19、 7. 24、 7. 25) など
- 119 豊秀一・前掲 105 頁
- 120 『東京新聞』(平 20. 7. 4)
- 121 各紙(平 20.12. 1) 初の参加申出もあったそうである。『読売新聞』(平 20.12.12)
- 122 ダニエル・フット・前掲『日本国憲法研究 第 1 回・裁判員制度 座談会』90 頁
- 123 川崎英明・前掲 37 頁
- 124 平成 20 年の第 169 回国会において導入が決まり、同年 12 月から施行された。
- 125 佐藤博史「裁判員制、是か非か(下)」『世界』(2008. 7) 256 頁
- 126 龍岡資晃「裁判員制、是か非か(下)」『世界』(2008. 7) 256 頁
- 127 『朝日新聞』(平 20. 5. 28)、 その他、『日本経済新聞』(平 20. 7. 5、 8. 25)、 『中国新聞』(平 20.12. 5)
- 128 『毎日新聞』(平 20.10. 5)
- 129 少年法第 55 条「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分が付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない」
- 130 川崎英明『毎日新聞』(平 20.10. 5)
- 131 川村百合「少年の裁判員裁判の問題点と解決策を考える」『自由と正義』(Vol. 59 2008.10) 91 頁、『中国新聞』 夕刊(平 20. 9. 19)
- 132 前掲・司法研修所「平成 19 年度司法研究報告書の骨子について」「平成 19 年度司法研究 『難解な法律概念と裁判員裁判』(骨子)」
- 133 小野正典『東京新聞』(平 20. 9. 29)
- 134 『朝日新聞』(平 20. 4. 6)
- 135 河上和雄『東京新聞』(平 20. 9. 29)
- 136 司法研修所「平成 19 年度司法研究報告書の骨子について」「平成 19 年度司法研究 『裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方』(骨子)」(平 20.11)
- 137 言及されたのは、「容疑者の自白の有無や内容」、「生い立ち・対人関係」、「容疑者の弁解が不自然・不合理という指摘」、「DNA 鑑定など容疑者の犯人性を示す証拠」、「容疑者の前科・前歴」、「事件に関する識者のコメント」の 6 項目。
- 138 『毎日新聞』(平 19. 9. 28)
- 139 団藤重光・元最高裁判事も、裁判員裁判について、市民が参加したら誤判の確率が高くなるかとの問いに対して、「それはそうですよ。ジャーナリズムが『被害者は、こんなにも悔しい』とむき出しの感情を流しては、国民は法的な判断力を持ってないままになる。そうした国民が出す判決は、それだけ間違える可能性も高まります」と述べている。『朝日新聞』(平 19.12.20)
- 140 『毎日新聞』(平 20. 1. 17)
- 141 山口県光市で起きた少年による母子殺害事件の差戻し審の公判経過の報道について、平成 20 年 4 月、放送倫理・番組向上機構(BPO)の放送倫理検証委員会は、「控訴審があたかも『被告・弁護団』対『被害者遺族』の攻防であるかのような誤解を与える放送に終始した」と放送各社に反省を求めたとのことである。『日本経済新聞』(平 20. 8. 25)

- <sup>142</sup> 『朝日新聞』(平 19.10.1)
- <sup>143</sup> 日本新聞協会『裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針』(2008.1.16)『毎日新聞』(平 20.1.17)等
- <sup>144</sup> 小泉敬太『毎日新聞』(平 20.1.17)
- <sup>145</sup> 日本新聞協会・前掲『裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針』  
日本民間放送連盟『裁判員制度化における事件報道について』(2008.1.17)『東京新聞』(平 20.1.18)  
上記指針を受けて、読売新聞では、「容疑者や被告が『真犯人』であるとの予断や偏見を読者に抱かせないよう表現をより工夫」、「弁護人などへの取材を尽くし、容疑者側の主張も報道」、「報道内容が捜査当局への取材に基づくものなのか、それ以外からの情報なのかを読者に明確に示す」などの独自の指針をまとめたとのことである。他の報道各社も、裁判員制度を前に報道の在り方の見直しを進めているようである。『読売新聞』(平 20.9.27)
- <sup>146</sup> 田島泰彦・前掲「表現・メディア規制のなかの裁判員制度」138頁～
- <sup>147</sup> 川岸令和「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」105頁
- <sup>148</sup> 穴戸常寿「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」106頁
- <sup>149</sup> 大沢秀介「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」103頁
- <sup>150</sup> ダニエル・フット・前掲「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」107頁
- <sup>151</sup> 長谷部恭男「日本国憲法研究 第1回・裁判員制度 座談会」104頁
- <sup>152</sup> 小泉敬太・前掲『毎日新聞』(平 20.1.17)
- <sup>153</sup> 自由民主党政務調査会司法制度調査会・裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会「裁判員制度の円滑な実施のために(現状と今後の取組)」(平 19.6.26)  
公明党「マニフェスト 2007、6.創ります!世界に誇れる平和・人道の日本!(7)人道・人権の日本へ」  
民主党「民主政策インデックス 2008、法務 裁判員制度の円滑なスタートに向けた環境整備」  
日本共産党「2008年総選挙 各分野の政策、25 司法・警察 1、国民のための裁判、国民による裁判」  
社会民主党「裁判員制度の実施に対する社民党の見解」(2008.8.7)
- <sup>154</sup> 前掲・裁判員法附則第1条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令
- <sup>155</sup> 『朝日新聞』(平 20.8.21)
- <sup>156</sup> 『日本経済新聞』(平 20.8.22)
- <sup>157</sup> 又は、施行を延期するための特別の法律を制定する方法もあるだろう。
- <sup>158</sup> 本稿執筆に当たっては、内田亜也子調査員をはじめ、参議院法務委員会調査室各調査員の調査・研究の成果に基づくところ大なるものがあることを、ここに記しておく。